

平成20年度 第3回長野県人権政策審議会議事録

- 1 日 時：平成20年（2008年）9月5日（金）午後1時30分から4時
- 2 場 所：長野県庁3階 特別会議室
- 3 出席者
委 員：有吉美知子、岩井まつよ、大西直樹、北村照子、斎藤洋一、関安雄
矢崎和広、矢嶋廣道、吉澤小枝
長野県：企画部長 望月孝光、人権・男女共同参画課長 佐藤守賢、人権・男女共同参画課長補佐 蔵之内充 ほか

4 会議事項

（進行：人権・男女共同参画課 蔵之内課長補佐）

ただいまから、本年度第3回長野県人権政策審議会を開催します。

最初に本日の出席状況ですが、金委員から所用のため欠席する旨の連絡があり、委員9名の出席です。審議会条例の規定により、会議は成立していることをご報告します。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。本日お配りしてある資料ですが、次第、配席表、それから先に送付しました資料1「人権に関する県民意識調査概要（速報）」、事前に参考として送付しました「代表的な人権政策に関する基本方針について」、「東京都の人権政策推進指針」、「岡山県の人権政策推進指針」及び「岡山県の人権政策のあり方等についての答申」です。何か不足等ありましたらお申し出いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

本日の日程ですが、審議は概ね4時ごろをめぐりにお願いしたいと思います。審議会の議長は会長が務めることになっていきますので、矢崎会長、よろしくお願ひいたします。

（矢崎会長）

どうもお疲れさまです。

そろそろまとめの段階になってきました。今日、県民意識調査を見ていただいて大体的な方向をつかんでいただき、各種団体からもヒアリングをさせていただきました。今年中にある程度答申素案をまとめていくということですので、どんな方向でまとめていくか、そのことも今日ご議論いただけたらと思っています。

では最初に、人権に関する県民意識調査結果について、事務局から説明してください。

（佐藤人権・男女共同参画課長）

人権・男女共同参画課長の佐藤です。それでは、資料に基づいてご説明させていただきます。

（資料1に基づき説明）

（矢崎会長）

ありがとうございました。アンケートの結果が出ましたので、それぞれの項目を見てい

ただいて、ご感想、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。また、人権課題に取り組まれている団体から意見をお聞きしていますので、これからの人権政策への課題等もこの中から方向性を見出していくことになろうかと思えます。そういうことを含め、少し自由に各委員からご意見をいただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

パッと見たときに、全国の調査に比べて長野県民は差別に対して敏感な感じがします。各項目の回答率が比較的高い、これも一つの県民性かなと思えます。委員からご意見があった同和問題について、特に結婚問題が一番大きな課題ですので、突っ込んだ調査をしています。

それではお聞きしたいと思えますが、北村委員、この県民意識調査をご覧になられて、個別なことでも、全体的なことでも結構ですのでご感想をお願ひします。

(北村委員)

まず人権問題について、質問1の人権は重要であるかとの質問で、7割の方が「そう思う」ということよりも、むしろ「あまりそう思わない」とか「そうは思わない」という方が3.3%いるということが非常に問題と思えます。「少なくとも重要である」が、100%に近い方から回答が出てこなければ、だめじゃないかと思えます。この3.3%の人たちにどのようにやっていくかということが大事だと思いました。

(矢崎会長)

「どちらともいえない」との回答を入れ、「そう思わない」、「あまりそう思わない」を併せると8%ぐらいになりますね。

(北村委員)

「どちらともいえない」を含めると、そうですね。この点をどういうふうに判断しているかわかりませんが、とにかく否定しているという人が、100人に対して3人前後いるというのが今の世相を現しているのかなと思いました。

それから、このように表にしてみると、いくつか質問があったのですが、この問題とこの問題が本当に近くであって、同じような回答を求めているのですが、それが分離しているというのがあって、これはもう少し検討してやった方がよかったかなと思いました。

人権問題について、肯定している人がこれだけいるからいいという安心感でなくて、少数意見の反対者に対して、一つ一つ施策の中できちんとやっていかないと、差別はなくなっていくのではないかと全体を通して思いました。

(矢崎会長)

ありがとうございました。委員の皆さんからご意見をお聞きして最後にまとめていきたいと思えます。大西委員、よろしくお願ひいたします。

(大西委員)

佐藤課長の説明の中で、世代間、男女間のことについて触れていただきましたが、今後、施策を考えていくときに、漠然とした全体もおもしろいですが、こういう人にはこういう

形でというように、世代間、男女間、あるいは前回との比較というのも面白いと思いました。この資料はざっとした結果だと思いますが、今後、もう少しそういうところに視点を当てた細かい分析したようなものは今後出していただけるのでしょうか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

今回はあくまでも速報という形で結果を出していきまして、全体数値だけですと大雑把過ぎるので、私の方から若干特出して、性別等の状況を入れさせていただきました。もう少し時間をいただければ分析したものは出せるような形になると思います。

(矢崎会長)

課長のコメントの中で、いじめに対しては、どちらかという、女性の方が敏感ですね。人権問題については、男女差と年齢差により随分意識が違ってくると思うので、その観点で、まとめの段階ではやってみたいですね。

岩井委員、いかがでしょうか。

(岩井委員)

私は、同和問題についてどう考えられているか大変興味がありました。例えば質問25では、そっとしておけば差別は自然になくなるということはないということを示しており、時代とともに消えていくという考え方の方が多いと思っていましたので、そうではないということはこの数値が示していて、なるほどと思いました。これは今後の答申の仕方にも、どんなふうに捉えるかということに反映されるのではないかと思います。

それから、私の仕事の関係で言いますと、質問19の犯罪被害者で、一番多かったのが報道のあり方についてで、73%も挙げられていたり、質問21のホームレスですが、例えば「暴力をふるうこと」が多くなっていて、やはりホームレスに対する暴力というものはセンセーショナルな形でニュース報道などをされていることから来ている数値かと思いました。意識調査にもこうしたことが、いろいろと影響があるということを改めて見させていただきました。それとその意味合いで言いますと、やはり最後の方策について見ると、テレビ・ラジオに対しての期待度が国の調査に比べて 15%になっているということは、どういうことが考えてみたいと思っています。

(矢崎会長)

講演会・研修会とか意見交換というところのウエイトが高くなっていますね。ありがとうございます。有吉委員、どうぞ。

(有吉委員)

「人権は重要である」との質問ですが、「そうは思わない」「あまりそう思わない」という否定的な人をゼロにできるのは理想であるが、やはりこういう結果が出るだろうと私は思っていたので、それはそれという感じで受けとめています。

ゼロにすることも大切ですが、どういうふうにしていくと、もっと人権意識が高くなって、人権感覚が高くなると、人ごとじゃなく、人権侵害を考えていかないといけない。た

だ助けるだけではないと思います。

同和問題を見て思ったのが、結婚のことです。親が子どもの結婚しようとする相手が同和地区の人と知った場合の対応ですが、積極的な「賛成」は少ないが、消極的な「意志を尊重する」まで入れると、消極的に一応は認めるという形になるというのが思ったより私は多かったなと思っています。「家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない」、「絶対に結婚を認めない」が併せて6%です。これに対して今度は結婚する側、本人ですが「家族の者や親戚の反対があれば、結婚しない」という人が多いというのも、どういうふうな捉え方をしているかわからないですが、こういうことも不思議に思いました。

これを見ての感想ですが、私は東京生まれの東京育ちで、あまり同和ということについては、えた・ひにん、そういうことでは学んでいきましたが、日常のこととしてなかったです。東京では、在日韓国人の問題の方が大きく、小さいときからそういうことを感じていました。同和問題というのは、長野に来て本当に身近なこととしてあると思いました。この結婚に関しては、多分国の調査には、同和の項目はないですね。県の独自項目ですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

国の調査にも結婚の関係についてはありますが、どのような人権問題が起きているかの中で聞いており、こういう設問ではありません。

(有吉委員)

質問の形が違って、現実に問題となっている地域とちょっと第三者的に見ている東京みたいなところと、どういうふうに関心が違うのか比較してみたいと思います。やはり身近な問題になればより敏感になるのは当然な感じがします。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

質問10で主な人権課題に関する意識について聞いていますが、これをご覧いただきますと、同和問題が上から5行目にありますが、国の調査で同和問題を人権問題として意識している人は15%、それに対して長野県では約35%ということで、20%ほど高いという結果は、やはり今、有吉委員のおっしゃるように、身近な問題として、この問題を捉えている部分もあるのかなと思います。

(有吉委員)

私は長野に来て、同和地区だから結婚に反対されていると聞いてびっくりしました。別に相手の家族に犯罪者がいても本当は関係ないですが、それよりも、昔そうだったと、そういう人がいたということで、何で反対するのかと、それ自体もうセンセーショナルなこと、考えられないことだったので、とてもショックを受けました。この点は地域の独自性なのか、もっと詳しく知りたいと思います。

どうしてそういう発想になってしまうのか、同和問題はもっともっと薄まっていくことだと思います。同和地区の問題というのは、その人がどうこうしたというわけではない問題が、何でこういう形で、現在も引きずってそういう現象が起きたままなのか、その大きな原因をみんながわからないと、解決できないのかなと思いました。もう少しここは詳し

く、ほかの地域と違うところ、長野だけではないかもしれませんが、特殊性、そういうことは人権問題を解決していく上で大切だと思います。

(矢崎会長)

斎藤委員、今の有吉委員のことも含め、一生懸命かかわっていただいているので、全体も含めてご感想をお願いします。

(斎藤委員)

私も千葉県で生まれ育ち、30歳近くになって初めて、浅科村の皆さんが、私が勤務していた学習院大学へいらっしゃって古文書を返してほしいとおっしゃった、何でそういうことを突然におっしゃったのかといたら、その根っこに部落差別事件があり、それをきっかけに被差別部落の歴史を解明することを通じて、差別をなくすことに役立てたいというお話を伺うことになるのです。その当時は、有吉委員と同じで、私も本当にショックを受けました。

私の場合、もっとショックだったのは、江戸時代の歴史を専門にしていたので、江戸時代に、「えた」、「ひにん」という名前で呼ばれて差別された人がいたことは承知していましたが、その子孫、あるいは子孫とみなされた方が今もさまざまな差別を受けている。初めてそのことを赤裸々にお聞きして、これは大変なことだと思いました。話し合いの末に、古文書が学習院大学から浅科村へ返還され、それにくつつくような形で長野県へ来ましたので、本当に、なぜいまだにこういうものがなくなるのかということは、実は今でも不思議でなりません。

前回、人権センターながのの皆さんから話を伺いましたが、私と同世代か、もしかすると私よりも若い人たちが自分の子どもの結婚に反対している、これは何だろうと。本当によくわかりません。ただ、いくつかこれまでに県内で起こった結婚差別に関して、その結婚に反対した方のお話を伺ったりしたのを見ますと、実は反対している人たちも確固とした理由があるわけではなく、昔からそうだとか、昔からあの人たちと自分たちとは違うとか、非常にあいまいな、しかし譲れない確信を持っているといいます。だから、これはこうだというのはっきりした理由があれば、その理由は違いますよというふうに、ある意味では説得できるはずですが、そういう説得できるような反対ではない気がします。これを崩していくには本当にどうしたらいいのだろうかと思っています。

同和問題に関する質問では、まず質問23で結婚問題が人権問題として起こっているという回答が多かったのですが、ある意味で不思議な回答結果だと思いました。と言うのは、昭和20～30年代は、結婚差別を受けて自殺をした方がいて、新聞やテレビなどでもかなり大きく取り上げられた。ところが最近は、プライベートなことなので結婚差別があったかどうかという報道は、新聞ではほとんどないと思います。テレビでも、同和問題について報道することはほとんどありません。それなのに、何でこんなに数値が高いのかということを見ると、自分の身近でそういうことを言っている人がいたり、実際にそういうことをやっている人がいるということを現しているのかなと思いました。ただ、啓発・教育の中で、部落問題というと結婚差別が出てくるということで、こういう結果になっているのかもしれない。

次の質問24(1)について、課長の説明にありましたが、そのとおりだと思います。まとめた枠の中の『「子どもの意志を尊重する。親が口出しすべきことではない」と答えた方が5割を超えている』というだけでは違うと思います。確かに超えていますが、逆に先ほど北村委員がいわれたように、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない」と答えた人が27%もいます。それから、「家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない」「絶対に結婚を認めない」と答えた人の割合は、奇しくも前回調査と今回調査と、この2つで5.9%、ぴったり同じです。5.9%の人が、自分の子どもが部落の人と結婚することを認めないとはっきり言っているのです。北村委員がおっしゃったように、こちらの方がやはり問題だろうと思います。

「親としては反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない」が27%で、前回に比べて9%も高くなっていますが、これは一体どうしたことか。というのは、前回調査よりも同和教育を受けた世代が増えているはず、にもかかわらず、反対するという人が増えているというのは一体どういうことなのかと思いました。

それから24(2)に関しては、先ほど、男女の違いなども指摘していただきましたが、そういうことも考えなければいけない。「自分の意志を貫いて結婚する」と答えた人が、前回と比べて5%減っている、これはどうしてだろうと思います。何か全体的に否定的な傾向が出てきていると、そういうことを現しているのかと思いました。

質問25も同じですが、「自分の問題として解決に努力すべきと思う」と考える方が減っているという問題と、それから、「そっとしておけば差別は自然になくなる」という方が、これは前回調査よりは減っていますが、やはり26%近くある。もっと問題なのは、「どのようにしても差別はなくなる」という人が13.7%というふうに、前回よりかなり増えています。それから「よく考えていない」という人がやはり増えていて、「なくなる」、「考えていない」とを併せると、やはり26%くらいになります。やはり非常に否定的な傾向が出てきていると感じました。

(矢崎会長)

前回調査は平成13年ですね。斎藤委員が言われたように、同和問題だけで見ると全体的に後退しているような感じですね。

(斎藤委員)

このほかに、男女の違いを出してもらえるといいのですが。

(矢崎会長)

もう一つ、同和問題に関して年齢差による違いがあるかどうかということも大きな問題です。若い人たちは同和問題に対してそんなに問題にしていらないが、年配の人たちの意識の中に大きく残っているかどうか。年齢間と男女間に結構差がありそうな気がします。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

先ほど説明しましたように、年齢差により、逆のような意向がある、そういう数値が見られる部分もあります。

(矢崎会長)

関委員、よろしくお願いします。

(関委員)

質問10を例にとって言いますと、その大きな比率を占めているのは、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題の5つです。あと最近の事象として、インターネットの問題、北朝鮮拉致被害のと、私たちが日ごろ企業を中心として活動している問題認識とほぼ合っているのではないかと、そんなに違和感がない結果だと思えます。

また、女性については、質問11がありますが、これも「固定的役割分担」、「職場差別待遇」、「家庭内暴力」と、私たちの認識とほぼ一致していると思っています。

さらに質問27で、今後、人権課題の解決に向けてどのようなことに力をいれていけばよいかということに対して、「教育」あるいは「意識高揚」はやはりポイントじゃないかと思えます。

それから今回の基本方針策定のポイントの一つは、同和問題に対して適切な同和行政と同和教育を位置づけていくことが、この答申の中で大きな役割を占めるものだと思っております。

(矢崎会長)

ありがとうございます。矢嶋委員、お願いします。

(矢嶋委員)

3つ、4つ、申し上げたいと思います。今、同和問題について議論になりましたが、まさに今の議論のとおりで、私も特に質問25では、同和対策、同和教育をもう30～40年、県の政策としてもかなり力を入れてやっても、まだ「そっとしておけば差別は自然になくなる」、「よく考えていない」という回答がこんなにもあるのかとちょっとびっくりしました。もうちょっと後ろ向きな回答は少ないと思っていたし、せめて教科書的な答えはするのかなと思っていたのですが、本当に本音で書かれていてびっくりした次第です。委員の皆さんのこの議論と全く同じで、少しがっかりしたところです。

それから、事務局でわかればと思いますが、質問10から主な人権課題に関する意識についての質問をいくつかを見て、答えの中に今回調査と国の調査がありますが、実際に比べますと、ほとんどが県の回答の方の数字が大きいですね。先ほど説明がありましたが、これは聞き方なり質問に質的な差があるのではないかというふうにちょっと思っていて、たまに県の方が少ない回答がありますが、全部、県の回答の方の数字が高いですね。これは多分、会長さんが冒頭、長野県民の受け方がナイーブかなという話があったのですが、そんなに何か違いがあるのか、できれば解明できればなという感じがしました。

それから、人権課題の解決のための方策についての質問26ですが、ごらんのとおり「テレビ・ラジオ」というのが一番効果的という答えが書いてありまして、ダントツです。ところが今までやってきたことの一番多いのは、「講演会・研修会」、「意見交換会」が多かったと思います。「テレビ・ラジオ」は、やはり今の人にはすごく効果があるのだらうと思

ますので、これから人権政策を打ち立てたりするときには、「テレビ・ラジオ」を相当賢く使っていく必要があると感じました。

それからもう1点ですが、私の考え方が浅いのかどうかわかりませんが、質問4でご自分の人権が侵害されたと思った場合のその内容はどのようなものかという聞き方があって、ダントツで多いのは「悪口・噂」、「仲間はずし」が多いです。ところが、対策でいきますと、実は人権課題別の同和問題、或いは障害者問題に入ってしまう。

ところが、「悪口・噂」、「仲間はずし」を、政策で立てていくときにどういう柱立てをしていくのか。実はこれだけの関心のある問題でありながら、実際に政策を書いていくと各課題の中に埋没してしまう。これはかなり気を使ってやらないと、解決につながらなくなってしまいますので、難しいなと思いながら、私は聞きました。

(矢崎会長)

吉澤委員、どうぞ。

(吉澤委員)

人権問題が重要であるとか、自分に関係が深いとか、質問1で、「あまりそう思わない」、「どちらともいえない」という人たちをどのように自分の問題として考えるようにするかはまさに同和問題と同じだと思います。部落差別は、江戸時代の身分差別から始まったので、遠い昔の人たちがやったことで自分たちには関係ない、そこで終わってしまっているのです。先ほど斎藤委員が言われたとおり理由があいまいで、昔そうだったから、だから譲れない、譲らないのはなぜかというところを教育なり、勉強なりしていかなければいけないと思います。自分の問題として捉えることが、最も重要だと思っています。

今、矢嶋委員もおっしゃられましたが、解決に結びつくようなことがとても重要だということで、私はこの結果を見たときに、傍観者から見てどういう問題であるのかと思いました。H I Vの患者さん、ホームレスの方についての回答は外から見た視点での答えですね。当事者の方が実際H I Vの方が何に困っているか、ハンセン病患者の方が実際何に悲しんでいるのかということを知った上で考えていけないといけないのではないかと切実に感じました。

(矢崎会長)

一通りお聞きをいたしました。再度、委員の方、ご意見がありましたらお聞きをしたいと思えます。

課長、複数回答のところ、国の調査より県の調査の方が回答する数字が高いとの指摘がありました。どこが違うのですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

先ほど矢嶋委員のお話で指摘のありました、国より率が高いということですが、国の調査は、聞き取りで行っています。これに対し、県の調査では、いくつでもいいからチェックしてくださいとしているので、やはり思っていることが項目としてあればみんなチェックしてしまったということで、多分、国の回答率より県の回答率の方が高くなっているの

ではないかと思えます。

それともう1点、先ほどの有吉委員の同和問題の結婚に関する質問ですが、これは県の独自調査で、国ではこれと同様の調査は行っていません。同和問題に関し、どのような人権問題が起きているかについて国は質問23のように調査していますが、それ以降の質問は県の独自調査ですので、数字的なものはないということをお願いしたいと思えます。

(斎藤委員)

国の調査にはないかもしれませんが、もしかすると、いろいろな都道府県で意識調査をやっていますので、その中をいくつか見ていけばあるのかもしれませんが。だから、同和地区の多いところではどうなっているのか。あるいは、被差別部落の少ないところではどうかみたいな、少しそういうのを探していただければいいかもしれません。

(矢崎会長)

斎藤委員。今、同和問題に絡んでいらして、同和問題に対する今回の調査の回答は、あまり建前的でないという感じはしますか。この問題は比較的、建前に答える可能性があると思いますが、実感として見たときに、結構正直に答えているのではないかという感じでしょうか。

(斎藤委員)

そんな感じですね。矢嶋委員がおっしゃったように、同和問題の解決について、やはり「そっとしておく」が相変わらず多いなというのと、それから、結婚問題について、正直に「反対する」と書いています。

(矢崎会長)

質問24の結婚について、「基本的に反対だ」というのが、およそ33%あります。親が同和地区の人と結婚するのに3分の1が「反対」というのは、有吉委員が言われたように、東京では何のことかと思えますよね。長野県の中でまだ同和問題は、根強く残っている。それで関委員が言われたように、一般対策として対応していくということで進めてきたが、その結論が出たあと、委員の方のご意見の中では、一般対策として何をしてきたかということが問われてきている。そういう意味では、今回の答申の中で、一般対策として同和対策をどういうことを具体的にやっていくかということは触れざるを得ないだろうという感じがしています。そういうことでよろしいでしょうか。ほかにどうぞ。

(有吉委員)

先ほどの「そっとしておけば差別は自然になくなる」というのを読んだときに、クローズアップするがためにその地域がまたことさら新たになって、今まで意識していなかった人が意識する。へえーという感じで、そういう情報に敏感になるから、こういうことを選ぶ人もいるのかなと思いました。ただ、無責任に自然になくなるのではなく、同和問題は、東京では考えられないことで、話題にも出ないので思いつきもしない。東京でもそういうことを議論していたら、捉え方によっては、へえーと思って、そんなのはよくないという

ふうを感じる人もいれば、そういう地域があるのかと無責任な情報だけ知ってしまう可能性がある。それならば、何も話題にしなれば、実際に何かは起きているわけではないので、ただただ昔、江戸時代のことということで自然になくなる、話題にもなくなり、消えてなくなっていくという捉え方なのかという気もちょっとしています。

(矢崎会長)

そっとしておくのは、今、有吉委員が言われたように、寝た子を起こさない方がいいという意味でしょうね。

(有吉委員)

この回答が多いのはそういう可能性もあるかなと思います。

(矢崎会長)

ほかに追加のご意見がありましたら。

それでは休憩を挟み2時45分から再開させていただきます。

この審議会をどういう方向でまとめていくか、これは大きな問題ですから、今日、結論は出せないと思いますが、そういうことについてご議論をいただきます。

< 休 憩 >

(矢崎会長)

再開させていただきます。

前回各団体にヒアリングをさせていただきました。そして今日、県民意識調査、見方によっては大変おもしろい調査結果かなと思いますし、これを男女別、年齢別にやっていると、もう少しいろいろなことが見えてくるのかなという感じがします。

まず、スケジュールを再確認しますと、最終的には答申はいつ出すのですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

3月末を予定しております。

(矢崎会長)

知事に答申書を提出するのが、ということですね。審議会のスケジュールも後ほど、もう一回検討させていただきますが、どちらにしましても詰めていく段階になりました。

そこで、どういうものをつくるかというイメージをお持ちいただいた方がいいと思い、「東京都人権施策推進指針」、「岡山県人権政策推進指針」をあらかじめ送らせていただきました。これは、いくつかある指針を会長として見た上で、比較的タイプの違う2つ、どういうタイプがいいかという参考に出させていただきました。最終的に県が作り上げる推進指針の最後の形でありますので、私どもが答申する内容はここまではいかないというふうを考えておりますが、その点について、答申内容として、県がこんな感じというイメージがありましたら、課長から説明をお願いします。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

県としては、これからこの審議会の答申を受けて、基本方針を策定していきますので、今回の答申の中には、人権問題に対する基本的な考え方、人権施策をどのように推進するかといった人権施策の方向性、進めるに当たっての推進体制としてどういう体制がいいのか、このようなことについて答申をいただければと考えており、また委員の間で議論も違って来るかもしれませんが、今までいろいろな人権問題をご審議していただいておりますので、その個別の課題ごとの施策の基本的な方向性というような、分野別というか、そのような推進の方法という部分も含めるかどうかということについて、審議会の委員の皆さんの方でご検討いただければと思っています。

ですから、大きく基本的な考え方、人権施策の方向性、施策の推進体制、最後に言いました分野別の施策の推進方法、そのようなことを答申いただければ、県としてその答申を受けて県の基本方針を策定していきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

(矢崎会長)

そうすると、この「岡山県の人権政策のあり方等について(答申)」は、これは審議会がつくった答申書の一つのひな形ですか。

平成12年3月29日、岡山県人権政策審議会が岡山県知事に答申した答申書ですが、それを踏まえて、事務局が推進指針をまとめたということですね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

そうです。そういう形で本県も考えております。

(矢崎会長)

わかりました。そういうことで、この「岡山県の人権政策のあり方等について(答申)」をご覧になっていただければと思いますが、まず、基本的事項があって、それぞれの課題別のテーマでまとめてあるという形です。

漠然としたところで意見をお聞きしても、意見が出しにくいかもしれませんが、私の方であまり最初に言うてはいけない感じもしますが、東京都と岡山県の推進指針を比較しますと、岡山県は個別課題に大きなページをさいています。東京都は基本的な考え方、推進体制、より具体的なところに多くのページをさいている。ほかの県も、どちらかと言いますと、岡山県的な推進指針が多いということです。

それぞれの委員から、どういう形の推進指針をつくるかをイメージする中でどういう答申にするか。そんな輪郭といいますか、大雑把な方向性についてご意見をいただければと思いますが、どうでしょうか。

(北村委員)

これを見せていただいて、私は大阪府の考え方が一番いいかなと思いました。今、会長から、岡山県が個別的な課題が多いということでありました。私も例えば同和問題とか女性とか子どもとか、どんなふう書いてあるかなと思いました。この中身を見せていただ

いたのですが、これは全く通り一遍のことであって実現可能なものではないと思います。そういう点からしたら、例えば、今、課長が基本的な考え方を入れてということでありませんが、答申の一番の前置きのところで会長が、基本的な考え方というのをきちんと前書きで述べると思うのです。だから、私は美しい言葉、きれいな作文ではなくて、実現可能なものをきちんと入れていかなかったら、またこれはこれで終わってしまうと思いました。

本当にこの前もどなたかおっしゃいましたが、例えば同和問題については、最後に残るものは心の壁、これをどうやっていったらいいかということになると思います。ですので、人権も同和問題も同じですが、いつも私は色も形もない人権というものを、本当に心に置かれているものを、その壁をどうやって乗り越えていくのか、いい方向に進んでいくのかということが一番大事だと言っています。そういう点からいくと、大阪府は本当にスマートに、もちろん詳細な内容がないのでわかりませんが、題目を見たときに非常にきちんとされていて、何にしても、今回受けた意識調査、これはもう動かしがたいものですので、例えば大阪府における人権擁護別状況を、長野県の状況に変えて、それで基本理念は当たり前で、会長さんがお書きにというか、述べていただいて、あと人権施策の基本方針、人権施策の方向、あと推進に当たって庁内、市町村、企業、その他もっとあると思いますが、そういうところで、どうやっていったらいいかということを中心に位置づけを示した方がいいのではないかと私は思います。

(矢崎会長)

具体的な現状の個別課題の説明といえますか、状況にページをさくよりは、具体的な方向について内容を盛れるような答申にすべきだということによろしいですか。

答申書のとおりには県は大体やるのですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

これだけご審議いただいて答申をいただくわけですので、ある意味、答申に沿った形で県の基本方針はつくらせていただきたいというふうに考えております。

ただ、県としても、できることとできないことがありますので、その点につきましては、委員の皆さんにもご説明申し上げながら方針はつくりたいと考えております。

(矢崎会長)

こうあってほしいという答申で、それに対して推進指針が、現状はここまでだが、方向としてはこういう方向みたいなことで私はいいと思っています。あまりその審議会が、本当にできることだけを探りながら書いてしまうとつまらないものになってしまうから、答申は答申として、そして推進指針は推進指針として全く同じにならなくてもかまわない、私どもはそう考えてやってきました。その点もこれから委員の皆さん方と詰めさせていただくということになります。

(斎藤委員)

余計なことですが、前回の部落解放審議会の答申はしたけれども全く何もされずに棚上げされたということもありますが、今回は大丈夫ですね。

それと、ここで言わせていただきますが、実は同和問題に関しては8年間ほとんど何もやってこなかったということで、9月、10月は、多分県の来年度予算案の策定が始まる時期かと思いますので、もし可能なことがあるならば、答申とか指針の策定を待たないで、ぜひ人権・男女共同参画課で何か手をつけていただけたらありがたいと思います。特に前回の人権センターながのの方のお話でいきますと、実際に差別を受けて困って、どこに相談に行ったらいいかわからないという人が、人権センターにいらっしゃっている。

今回の意識調査でも、どこへ相談に行くかということ、身近な人に相談している人がほとんどで、行政機関へは、ほとんど来ないという結果が出ています。相談窓口といいますか、相談体制みたいなものをどうしたらいいか、ちょっと私もわかりませんが、この時点から考えていただくのがいいかなと思っています。ぜひ検討していただけたらと思います。

(矢崎会長)

スケジュールからいくとちょっとしんどいですね。今9月ですので、ある程度固まってきたとしても今年いっぱい、12月ぐらいまでかかりますので予算の中に入れていくのは難しい。

市によって違いますが、新年度予算で全部入れていくのではなくて、補正予算で対応していくという市もあります。茅野市の場合も補正予算で対応しています。県の場合は、新年度当初予算で決めて基本的には動かさない。想定されないことが出てきたときに、どちらかという補正を組む方法ですね。課長、基本的な考え方はそうですね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

はい、そうです。

(矢崎会長)

来年度予算にどこまで入れていくかは、今の時期を考えると、若干厳しいですね。必要と思ったときに補正を組むという考え方はありますが、それは知事の考え方です。

今、北村委員から個別課題はこんなことをやっていますという説明で改めてページをさいても仕方ないだろうと、もっと具体的な方向での答申、そして推進指針という方向性の方がいいのではないかと、それでこの中では大阪府人権施策推進基本指針、題目だけですが、このようなイメージというお話がありました。ほかにご意見ございましたら。

(関委員)

岡山県人権政策推進指針と東京都人権施策推進指針がサンプルとして出されたわけですが、いずれの県も似たようになっており、長野県らしいものにするべきと思っています。

また、東京都は総論的で、岡山県は個別課題にウエイトを置いているようにみえるとの意見が多いですが、長野県らしいものをと考えると、個別分野にウエイトを置くべきだと思います。

なお、先ほど申し上げましたように、同和問題について、ここで再度答申を力強く出すことが我々の使命になっているのではないかと思います。

それから、長野県の場合は、東信などブラジル籍の外国人の方々が非常に多くなっていますが、それに起因する問題も触れた方がいいと思っています。

また、この審議会の答申をもとに県で人権政策をまとめても、それを神棚に飾っておくような抽象的なものだけではだめで、具体的な年度ごとの実施計画に展開し、それをフォローアップして、PDCAを回していかなければ意味がないと思います。

(矢崎会長)

具体的ないつまでに何をするかということまで、この審議会に入れるということは、もしかしたら難しいでしょうね。

(関委員)

この審議会の答申として、そういうことが大事だと思います。

(矢崎会長)

そういう進め方をしてくれと。

(関委員)

ええ、そういうことは言っているわけですね。

(矢崎会長)

もちろん、そういうことですね、そこまでは入れます。ほかには。

(関委員)

確かに予算については、県全体の財政の問題もありますので難しいですが、それ以外は、具体的に答申してほしいと思います。

(矢崎会長)

今、関委員が言われたように、子ども、高齢者、障害者の問題は、それぞれ保健福祉の部門で、具体的にアクションプログラムがあってやっているところもありますので、そういう中で何が足りないかという中でお聞きをしていますと、やはり同和問題は、具体的な指針がまだ出ていない。

(関委員)

長野県だけの問題ではありませんが、今、産業界、企業で大きなウエイトを占めているものに、女性の問題がありますから、これを取り上げるべきだと思います。

(矢崎会長)

わかりました。個別課題についてきちんと指針の中に入れるということは、今、何をやっているかを説明することと、決まった方向をまとめていくことになります。

人権政策審議会ですることは、今やっていることをおさらいする必要はないというふうに私は思います。

本質的な問題を説明みたいなものでつぶさずをしたいですね。岡山県人権政策推進指針、

ほかの指針もいくつか見っていますが、どこでつくっても個別課題を変に重視すると、同じものになってしまうんですよ。だから、関委員の言われたように、今、何が長野県にとって大事かというところにメリハリをつけた個別課題の組み込み方をしないと、同じページ数を女性、子どもに関してまとめただけのものになると、全くつまらないものになります。個別課題には入らざるを得ないだろうと思いますが、同じページ数をそれぞれの課題でまとめていくみたいな個別課題の扱いはいかがなものかなと思っています。ほかにご意見ございましたら、どうぞ。

(岩井委員)

私も最初の審議会のときに、矢崎会長が、形式的な審議会にしたいとおっしゃったことを本当に力強く思っていました。そうしますと、やはり地域の特徴を踏まえた答申に当然なるはずだと思いますし、それから岡山県の推進指針を見たときに、私は同和問題が一番先に来ているということで、この地域の特異性をきちんと踏まえた答申になっていると感じました。

それでこの中で、現状、課題、基本方針とかがありますが、その基本的な方向、施策の基本的な方向を充実していかないと、その実効性のある指針にはならないのではないかと感じました。その辺を配慮したような答申と言いますか、施策指針というものにたどりつけるような答申を出せばいいのではないかと思います。

やはり地域特性の中に同和問題はあります。はずしては考えられないことだと思っています。

(矢崎会長)

マスコミで、どなたか担当がきてここを見たときに、「ああ、そう」というのでないものをつくりたいと思っています。ちょっと取り上げてみたくなるような、記事したくなるようなものにしたい。だから、そこは新しさとか切り込み方とか、要するにどこでも全く同じものをつくっているうちの一つというものではないものをつくれるかどうか。

ほかの委員のご意見をお聞きしたいと思います。一つは、同和問題はやはり扱わざるを得ないだろうと思います。それで一般施策の中で何をしたいこうとすることが今まで答えられていない。それを答えなければいけないというのは、それはそうと思います。ストレスがたまってしまって、正直申し上げて、いろいろなところの意見をお聞きしても、前の審議会の方々のご意見をお聞きしても、一般施策としてやるという中で、子ども、女性の問題は一般施策でそれぞれの担当が進めていますが、同和問題は、どこが責任を持って何をしようとするのか見えない、これはやっぱり触れざるを得ない。それと外国人のことも私はそうだと思います。派遣の問題もちょっとぎくしゃくしてくるでしょうし、外国人労働者の方たちも厳しい状況があり得る、出てくる可能性がありますから、そのことは考えていきたい。ほかはどうでしょうか。

(矢嶋委員)

ちょっとよろしいですか。今までの議論、私も大体賛成ですが、先ほども申し上げたのですが、県民意識調査の質問4で、具体的に受けた人権侵害は、悪口・噂や仲間はずしや

プライバシーの問題でした。これをどうやって施策の中に活かしていくかということは、クリアしていかなければいけないと思っています。個別課題という問題とまたちょっと切り口が違いますが、実際に県民意識調査に答えている人は、こういうことが問題だと言っていますので、ある程度応えてあげなくてはいけないという感じがします。私もいい答えは見つからないのですが、これを聞きっぱなしではまずいと思います。

(矢崎会長)

これは、世代的には子どもたちというか、若い対象者に特に多かったのですか。それとこの前、さっきの話だと、女性が多かったのですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

「悪口・噂」では、やはり19歳以下の方は非常に高く、93%近くになっていますし、20代は72%、ただ50代は59%、60代は65%ですが、70代になると55%ということで、「悪口・噂」は、若い人の方がそう感じているという部分はあります。

(矢崎会長)

でも、お年寄りでも半分以上あるのですね。

「仲間はずし」も同じ傾向ですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

「仲間はずし」は、19歳以下が50%、20代が75%、30代が50%ということになっておりまして、やはり50代になりますと25.9%、60代が36.2%、70代が21.9%ということで、やはりこれにつきましても、若い年代の方が受けているということです。

(矢崎会長)

男女差はありますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

男女差ですか。「悪口・噂」では、女性の方が62.3%、男性が57.9%で、女性の方が高いです。それから「仲間はずし」はほぼ同じで、女性が37.4%、男性が36.1%です。特出しているのは「差別待遇」で、逆に男性が37.7%と高く女性25.8%で、男女の差が大きくあらわれています。

(矢崎会長)

子どもたちにとっては、質問5の学校がその「悪口・噂」、「仲間はずし」の場所でしょうし、大人にとっては「職場」と「地域社会」でしょう。そういう中で、矢嶋委員が言われた、どういう対策が打てるかどうか。

(矢嶋委員)

これを切り口にするのは難しいと思っています。同和問題とか男女問題という個別分野

の問題とまたちょっと違います。だけれども、県民意識調査の回答では、これが人権侵害だと言っているわけですので、何か政策の中に植え込んでいく必要はあると思います。それで、その植え込み方が難しいと感じています。

だから、例えばこの審議会が始まったところ議論になった、貧困の問題とか格差の問題とか、そういう問題も今までどこもやっていないだろうし、悪口や仲間はずしみたいな問題も、どこかの県の施策にはないと思います。そういうものをきちんと施策体系の中に位置づけられれば、長野県らしさというものは出てくるだろうなと思っています。

(斎藤委員)

実はこの速報を送っていただいて、質問3、4を見て、しまったと思ったことがありました。「あなたが」という質問の仕方をしているのです。つまり人権の問題を、個人と個人との関係の問題でしかここでは問うていない。あなたが自分の人権を侵害されたと思ったことがあるか、それは何かというふうに聞くと、こういう答えが多分多くなってしまいます。人権を個人の問題にしてしまっている、そういう質問にしてしまっていて、表現の自由とか、信仰の自由とか、居住移転の自由とかいろいろな自由、そういう権利として人権としてとらえてこなかった、それがここにも反映してしまっているのだろうと思います。

日本の人権の捉え方は、大体が個人の問題にしている。個人と個人との関係の問題にしてしまっているところがあって、ここでも、こういう問い方をしていますからこういうふうに出てしまったと思います。もちろんこれはこれとしてあるのですが、もう一方の社会的な人権といったらいいのでしょうか、そういうものを実はあまりここでは聞いていないのです。今、矢嶋委員もおっしゃったように、個人がやはり「悪口・噂」、あるいは「仲間はずし」を深刻な問題として受けとめている、それはそれとして考えなくてはいけないけれども、もう一つのことをちょっと抜け落ちてしまっていたような気がしまして、それとあわせて書いたらいいのではないかと私は思っています。

(矢崎会長)

ほかにご意見はありますか。

どうやって人権問題を啓蒙、啓発していくか、その方法を導入していくのか。もう一つは、今ある人権侵害についての受け入れ先、それを解決していくという大きく分けると二つだと思います。

ちょっと広がってしまいますが、私がまちづくりをやらせてきていただいたときに、具体的な個別課題だと、何かを解決していくときに拠点をどうするのか、システムをどうするのか、人材をどうするのか。いつも職員に言っていたのは、あなた方の答案の中に、拠点とシステムと人材という観点を入れておいてくれという話をしてきました。啓蒙・啓発にしても、どこが拠点になっていくか、どういうふうに連携していくか、そのための人材はどうかということになりますし、例えば同和の方々のその結婚問題で、どこも行くところがなくなった、具体的に差別されている、人権侵害されている人たちがどこへ救いを求めていく拠点があるのか。そこへ行ったときに解決できるシステムがあるのか。そこにきちんと理解できる人材がいるかどうか。大きく分けるとそういうことだと思うのです。それを違った分け方にすると、人権に対しての啓蒙・啓発をどういうふうにしていくのか。

もう一つは、現実の課題をどうやって解決していくか。その二つの拠点とシステムと人材育成をどういうふうにしていくのか。非常に大ざっぱな言い方で大変恐縮ですが、そういうふうに分けていかないと具体的な指針が出てこない。

それで、同和の問題は、どこも行くところがなかったのです。というのは変な話ですが、行政に12年かかった人間として、どこにも行くところがなかったですよと、それでNPOに行ったというのも結構しんどい話ですね。それを個別の細かいことは市町村でも対応できるのではないかということになります。同和問題全体とか、外国人労働者の全体の問題になると、もうちょっと大きい広域で対応しないと無理ではないかと思います。特に町村でそれに一つずつ対応するのは無理ではないかということになると、10の地方事務所でその窓口ができるのか、できないのかみたいな、いろいろ考えていかなければいけないと思っています。具体的な方向で解決策ということになると、そこを突っ込んでいかなくてはいけません。

(斎藤委員)

その質問6(2)で、地方事務所が一番行っていません。

(矢崎会長)

住民にとっては、市町村がまずありますから、地方事務所が一番遠いのです。

(矢嶋委員)

例えばいい例えではないかもしれませんが、松本サリン事件の河野さん、人権侵害とすれば、多分「悪口・噂」に入るだろうと思います。それで河野さんがなぜその疑いが晴れたかという、やはり県警が調べていったら、あの人が持っているいろいろな薬剤ではサリンができないということで、自主的に解決してくれたのです。ただ、河野さんは何もできないわけです。そういうものはどこへ行けばいいのかとか、単に「悪口・噂」というと、悪口を言った程度で軽い部分もあるかもしれませんが、問題によっては相当深刻なので、やはりこれは、きっちり考えた方がいいのかなというふうに思います。

(矢崎会長)

例えば茅野市民はどこへ行くかなと思いますものね。茅野市の場合は、市長への苦言提言メールというのがありましたので、市民からぼんぼん入ってきました。で、市長が分けて、これはこの課で解決しろ、これはこの課で解決しろとやっていました。

今、関委員と警察組織のあり方を考える懇話会のメンバーに入っているのですが、警察だけが24時間あいているので、市町村が困ったことは全部警察に持ってくる。役所は平日昼間しかやってくなくて、土日は対応できない。そうすると、警察だと24時間対応できるということで、そこまで警察にお願いしていいのかということで、自責の念にかられました。

(吉澤委員)

命の電話の話題を出すのを忘れていたのですが、自殺者が増えてきているという状況があり、誰にどこに相談したらよいか判らず、問題を抱えたまま、身近にいる人にも言えな

いで苦しんでいるという問題があります。命の電話の24時間体制、今現在、長野では行っていないのですが、11時まで目一杯やっていて、しかも2～3人の当番制でやっているという状況ということです。相談機関の事も具体的な対策を考えていかなければいけない問題だと思います。

(矢崎会長)

何でも行政がしなくてははいけないとは思いますが、行政側にお願いしてNPOにやってもらうということは十分可能ですね。民間活力をどういうふうに入れるかということがどうも人権政策の中で結構強く出ています。NPO、地域社会とどういうふうに関連していくか、その点は、21世紀のまちづくりとか行政のあり方としては大きなポイントです。費用的にもそうだし能力的も無理ですから、何でも行政がしようと思ったら、とても無理です。この前、人権センターながのの方が来られたとき、補助金をもらうとしがらみができると言っていました、しがらみのできないお金のもらい方というのを考えてもらいたいです。変な話、日本のNPOは寄付も難しい。欧米だと寄付でもって十分成り立つけれども、税制的な優遇策が確立されていないので、それを行政が補助金ではなくて、「好きにやってください」、「本来行政がやるべきところを負ってもらっているので、負担させていただきます」もっとはっきりいうと、民間とNPOと、やることもっとはっきり契約の中に入れられると委託契約でいいです。

そんな切り口もこれからの切り口かなと思います。特に人権センターながのの方にお聞きしたときに、あれだけのことを自分たちの会費とか、それでやっていくというのはちょっと続かないのではないかと思います。あれを東西南北4つほしいといっても難しいでしょうね、そういう拠点づくりを強くしようと思っても財政的に難しい。どうぞ。

(有吉委員)

先ほど、「あなたは」という聞き方のところで、「あなたは」と聞かれればこういう回答になって当然かなと話がありました。私だって、こんな「悪口・噂」、「仲間はずし」はあったので、身近な問題としては誰もがあって、それが本当に深刻な人権問題として、これがすべて人権問題、人と人がいれば何らかの軋轢はあるわけで、これは何もなくというのは、それは理想郷であって、人が共存する以上は、もうどうしても避けられないことだと思います。切り口を考えないと、これを取り上げて「悪口・噂」、「仲間はずし」、「無視」に対して県が何らかの施策、人権政策として施策となると、すごく漠然としたものになる。例えば学校の中でのいじめ問題となって、学校が、県ならば県という形になりますが、そういう中にどういうふうにやっていくのかとか、何かそういうふうになっていくと思いません。これを並行して取り上げるとなると、その辺のやり方を工夫しないと漠然としていて、私はパッと浮かばないぐらいです。

大阪府寝屋川市では、子どものいじめ問題に対して、プロジェクトチームをつくってやっているということを最近知りました。それは市町村としてやることで、県としてやれることは何かと、そうやって縛らないと、今度は具体化しなくて、ただの希望みたいになってしまうので、現実的な形でこれを取り入れるとしたら、先ほどの命の電話、自殺対策にも影響をします。そういう具体的な問題というか、抽象論としてやってしまうととても政

策論として切り口は難しいとは思いますが。

(矢崎会長)

おそらくそれは教育委員会との連携、市町村との連携という中で解決していかざるを得ない問題だと思いますが、その連携の仕方の切り口を審議会で出せるかどうかということだと思います。

(有吉委員)

どこで人権侵害があるかということ、社会人が多いから、「職場」が必然的に出てくると思いますが、これがもっと若い層に限定すれば「学校」が大幅に増えると思います。とにかく自分のいる基地、本人が普段生活している場所でこういうことが起きているわけです。例えば、国では企業にセクハラについて、ちゃんと相談窓口を設けなさいとそういう形になっています。職場内での差別、いじめについても企業に条例で努力義務を設けたり、そういうのをやったりとか、ある程度具体化しないと、言葉はきれいだが何も政策につながらなくなってしまうと思います。

(矢崎会長)

今、関委員、経営者協会で、人権問題で比較的力を入れているのはセクハラですか。

(関委員)

セクハラの問題はよく発生しているので、各企業で即規則もつくって取り組んでいます。

(矢崎会長)

企業等の場合には、やはり県レベルで考えたら、経営者協会との連携ということになると思います。人権・男女共同参画課で何でもやれというのは、もう絶対、全く無理なことなので、方針を打ち出して、どことどういう形で連携していくかと、そういうことになるでしょうが、わかりました。

ちょっと具体的な方向でもう少し詰めたいと思いますが、この間、事務局と打ち合わせをさせていただいたときに、こういう形で事務局としてはイメージしていますというものをつくって、参考として出しましょうということだったので、それをちょっと出してみてくださいか。

これは答申書のまとめ方のたたき台ということでもいいですか。指針ではなくて、答申書ですね。説明してください。

<資料「人権政策に関する基本方針(案)策定に向けた答申の構成案(まとめ方)(たたき台)」を配付>

(佐藤人権・男女共同参画課長)

先ほど会長から、事務局としての考え方はどうだと質問されたときに、この資料で概略をご説明させていただきました。

(資料に基づき説明)

(矢崎会長)

紙に書いてしまうとういうことになりますが、現実には紙に書いて答申をするので、この点をご検討いただいて、次の方向に進めたいと思います。

それと、スケジュールについて確認をしたいのですが、説明してください。

<資料「長野県人権政策推進に関する基本方針(仮称)策定スケジュール(案)」を配付>

(佐藤人権・男女共同参画課長)

今、お配りした資料、スケジュールについてご説明させていただきます。

(資料に基づき説明)

(矢崎会長)

正直申し上げて、あまり時間がありません。当初の計画ですと、今日、多少方向性を整理して、あと10月20日に3時間ぐらい論点整理をして、もう答申素案ということになります。ちょっと私はしんどいなと思いましたが、場合によっては、11月にもう一回開催しないと無理かなということで、括弧書きでここに入っております。

論点の整理について、基本的には答申の構成案という形の中で、論点整理をこれから進めていかどうか、ちょっとご意見をお聞きしたいと思います。もう一つは、これでいいとしても、分野別施策の推進についてどういうウエイトづけをするか、全部をずっと総花的にやらなければいけないのか、さらさらと触れていって、議題に出てきた課題、あまり手をつけられない県の課題を、具体的には同和の問題と外国人労働者の問題について大きく取り上げることが想定されます。他の課題はそれぞれの担当部門での対応でしょうか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

各部でそれぞれ対応していただいているので。

(矢崎会長)

私は通常的な高齢者、女性、子どもとか、そういう問題についてあまりページをさいてもしょうがないと思っています。ほかで触れていない、ここで触れなければいけない問題にページをさく方がいいのではないかと思います。ただ、全然触れないと、必ずこの問題が人権政策審議会の答申の中に何も無いじゃないかと怒る人が必ずいます。それについては応えていかざるを得ないところが行政ですから、行政は百貨店で、専門店ではないので、百貨店としての品揃えをしながら、特にこのことについて専門店としてのボリュームをつけましたという答申になるだろうと思いますので、その点も委員の皆さんのご意見をお聞きしながらということになります。

この答申のまとめ方が、最終的にでき上がる推進指針と基本的には同じ形になるということですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

先ほど言いましたように、この答申を受けて今後の県の基本方針をつくっていくということですので、もう少し細かく入るとか、そういう部分はあるかもしれませんが、あくまでも答申を受けた形での基本方針という形になると考えています。

(矢崎会長)

わかりました。それともう一つ、私の方から事務方をお願いしておいたのは、6月に基本方針の説明を受けることになっていますが、パブリックコメントもとるわけですので、基本方針の説明について、委員からいろいろな意見が出ることについては承知しておいてくれと、単に説明だけには終わりませんよというお願いだけはしてあります。できたらこの審議会が指針までかかわっている。答申で終わってしまって、あとは勝手に県が指針をつくったという従来のやり方もありますが、そういうやり方ではないやり方をした方がいいのではないかと申し上げています。

会長としての考え方、大変恐縮ですが、10月の論点整理で終わればかまいませんが、終わらないかなという感じがしています。11月にもう一回持たせていただいて、もうご都合が悪かったらやむを得ないということですが、11月に一応予定として、審議会を持つということによろしゅうございますか。

(「異議なし」)

(矢崎会長)

10月で終われば11月は必要ありませんが、一応、予備として決めさせておいていただきたいということです。そんなことでまた調整してくれますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

はい。一応10月20日は論点整理をしまして、その次の12月は今の段階ですと素案ですので、できれば11月中旬ごろに論点整理ということで、一回追加させていただければと考えています。

(矢崎会長)

答申の構成案は、基本的な考え方、人権施策の方向性、分野別施策の推進、施策の推進体制、こんな方向でまとめていくということによろしいですか。

(矢嶋委員)

ちょっといいですか。非常に直感的ですが、大体岡山県の流れみたいに見えるのですが、岡山県の推進指針がある程度見て、ちょっと頭に入りづらいなと思ったのは、長野県版という人権施策の方向性というのがまず出てきて、そのあと個別の施策の推進が出てくるんです。だから個別の問題について頭がないと、この教育・啓発とか、相談・支援というのが頭に入ってこないのです。ですから、人権問題として、こういう問題が個別にあってこういう現状だということがまずあって、その手段として教育・啓発とか相談・支援の仕組

みとか、こういうふうになった方が読んでいる人は読みやすいのかなという感じがするのですが、その点は私の直感ですから、またよくご検討いただければと思います。

(矢崎会長)

逆の方が理解しやすいのかもしれないということですね。

(矢嶋委員)

よくわからないうちに人権教育と啓発が出てきてしまう。人権とは何ぞやというのがまずわからないですね。やはり個別に同和問題はこうだと、高齢者はこういう状態だというのがあって初めて、こういうのがなければいけないと、そういうことによって、人権全般で見た場合には教育・啓発という問題が出てくるし、相談・支援体制もどういうふうにつくるかという問題が出てくるという組み立てかなと思います。

(矢崎会長)

なるほどね。それが一番ポピュラーな順番でしょうね。この視点、基本的方向、基本理念の中で、次につながっていくようなまとめ方をするかどうかということがありますね。やっていく中でちょっと考えていきましょう。

(矢嶋委員)

東京都で一つ見るべきものは、同和問題も含め問題点を、うんと簡単に冒頭のところに入れています。ああいう前置きがないと、いきなり教育だ、啓発だと言われてもわからないということがあると思いますね。

(矢崎会長)

なるほどね。東京都の方が、そういう意味では次に進みやすいと。他の県の指針をいくつか事務局から見させてもらいましたが、私はこの中で一番気に入ったのは、東京都だけが、東京都知事石原慎太郎としているのです。ほかのところは 県知事とか、何にも書いていないところがあるのです。知事が基本的人権についての自分の所見を述べているというのが私はいいなと、知事の責任でつくったということをはっきりさせています。これは大事なことだろうと私は思います。

(矢嶋委員)

ただ、私は言い過ぎかもしれませんが、都知事が言っているのは確かにユニークですが、なぜ人権問題の施策を立てるんだというときに、その理由が2つあります。「国際化や情報通信革命などによる社会の転換期に新しい東京をつくるため」とか、「世界中の人々を惹きつける魅力ある国際都市東京をつくっていくためにこの人権施策をつくる」ということで、これは石原知事らしいなと思って見ていました。人権施策というのはそうじゃなくて、もともと人間が共同生活を営んでいく上で当然必要なものだからやるわけです。

格好いいですよ、太陽の季節みたいで。

(矢崎会長)

メリハリがありますね。東京というものが頭にあって人権施策を考えているというか、つなげているというか、おっしゃるとおりかもしれませんね。

そこら辺の組み立ては、また個別問題を詰めていく中で、場合によっては変えていけばいいというように思いますが、そんなことでやらせていただきたい。

基本的な考え方について、人権とは何か、基本理念という捉え方で、ご意見をお聞かせいただきたいと思いますが、この第1項目の基本的な考え方、背景・動向は、ある程度、事務局でひな形はつくれますよね。それについて委員のご意見を入れていけばいいですよ。というのは、だれかがこの中でその文書を書くということはありませんので、事務局が基本的に入れていくということになりますのでお願いします。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

今までの意見等を踏まえて、ある程度できると思います。

(矢崎会長)

そうですね。この視点、基本方向、基本理念みたいなところを、人権をどのように捉えていくかということでご意見をいただければと思います。

(斎藤委員)

基本的な考え方のところ、ぜひ入れていただきたいと思っているのは、例えば法務省のスローガンを見ていると、心、思いやりとか、人権の問題を心の問題にしてしまっているところがあります。そうしますと、これは心がけが悪いと、個人の問題にしてしまうという、それだけはやめてほしい。心が大事じゃないということではありませんが、心がけだけの問題ではないということです。

実はそういうことでいいますと、その次の項目の人権施策の方向性も、人権教育・啓発と人権相談・支援だけになってしまうのですが、行政のやることがどこかへ行ってしまう。政策の問題としては、教育・啓発ということになると心がけだけになってしまうので、やはりそうではないだろう。そうではない問題を、特にどこかへ入れてほしいと思っています。

(矢崎会長)

そうですね、心の問題に片づけてしまうと、何もしなくてもいいということになってしまいますね。

あと、それぞれご意見がありましたら、この基本的な考え方という中で、どういう切り口からこの人権問題に入っていくか。今、斎藤委員は、心の問題というふうには持って行って、啓蒙・啓発だけしていれば解決する問題ではない。もうちょっと構造的に解決しなければならぬ問題や、行政がきちんと支援しなければいけないものがあるという意味でよろしいですね。そういう切り口でご提案ありましたが。

(有吉委員)

私も、もちろん心の問題はとても大事で、相手を思いやる気持ちがあれば、いじめとかもなくなります。それは県がいうべきことではないと思います。それは各家庭が行ったりすることで、やはり県は県としての立場の切り口があると思います。

あまり長野県を全面的に出して、長野県らしい施策を出すのは大切なことですが、人権はあくまでも人を尊重することで、長野県のために人権政策があるわけではないので、そこはやり方は工夫していただきたいと思います。

あとは心の問題については、やはり政策論、県の政策として掲げていくことではないと、私は考えています。

(矢崎会長)

それは、例えば教育、心の問題、心の教育といいますか、学校現場で子どもたちの心を育てるという意味で、どういう施策をとるかということとは別ですよ。それは必要だという意味ですね。

(有吉委員)

いや、日弁連としても、個人的にも、「心のノート」には反対しています。やはり心の押しつけになってしまう。心というのは自然に触れ合って育てていくもので、あまり心、心というふうになると、何か思想、考え方を強制しているみたいな感じになっていきます。そういう形じゃなくて、いろいろな客観的な事実のもとに教育をしていくということですね。私はそういう考えを持っています。

いずれにしても、一応公的な立場として、長野県としての施策なので、あまり内面に踏み込んだ心というものよりも、やはり客観的な面をとらえて、全面的にやっていくというふうにしてほしいなという希望を持っています。

(矢崎会長)

ほかにご意見がありましたら。

(矢嶋委員)

よろしいですか。私がこういうふうを考えるということではないのですが、一番元のところに、その人権政策を打ち立てるわけですので、そもそもその人権政策というものは、何をどうしようとする政策なのかということをはっきりと謳ってほしい感じがします。それで、岡山県や東京都の推進指針を見ても、暗黙の前提でぱらぱらいってしまっていますが、やはり、人権というのは、こういう問題があって何とかしなくてはいけないから、県なら県の立場でこうしようとする、そういう政策だという位置づけを、簡単でもいいですが、含めておいてほしいなというふうに思いました。そのためにつくるわけですので。

(矢崎会長)

あまり載っていませんでしたか、その点は。

(矢嶋委員)

あまりないです。そのままいっちゃっています。みんなわかっている前提ですね。

(関委員)

答申について、事務局でまとめてほしいというお話しもありましたが、皆さんそれぞれ思っていることがかなりあって、抽象的に議論していると、なかなかわかったようで実は誤解しているということがたくさんありそうな気がします。

答申については、委員がまず自ら考え方を書かなくてはいけないのではないかと思います。事務局はそれを受けて案をまとめないと、自分で投げて、自分で受ける、ピッチャーとキャッチャーをやるということになってしまいます。

再三、申し上げますが、例えば同和問題について、私がもし書くのであれば、前県政では解決済みのような印象を広めてしまったと思います。しかし、実際問題は、いろいろな同和問題の事象が起こっています。だから、ここで見直しをして、軌道修正すべきということを強調させていただきます。あるいは、長野県では松本サリン事件の問題が起りましたが、貴重な体験として、噂や不確定なことで人権侵害はやめましようと言いたいと思います。最終的な行政でつくる基本指針ではなくて答申なものですので、なるべく具体的に示すべきではないかと思います。委員からの意見なしに事務局で案をまとめるのは難しいと思います。大変ですが、そういうステップが必要ではないかと思います。

(矢崎会長)

やってみますか。おもしろいやり方ですね。事務局に任せるといったのは、普通に任せるという意味ではなくて、私どもが審議会を進めるときには、好きなことを全部言うわけです。事務局がそれを次に議論しやすいようにまとめていく。それをキャッチボールしながら、みんなの意見を事務局がまとめていくというような、書くというと1日かかっちゃう人もいるし、茅野市長の時に市民の方がしり込みして、あなたが言ったのを書いてきてと言ったら、そういうことをやっている暇はないということがあったので、そのように申し上げました。要するに事務局に任せるという意味ではありませんので、その点は申し上げておきます。

今日は金委員がおいでになりませんが、人間尊重推進委員会でまとめた提言も、結局は一つにまとめられないから、それを事務局でまとめることも無理ということで、それぞれの思いを一人一人が書かれて、それを結論にしていました。それは大変おもしろいなと思って、あれはあれでいい委員会だったと思います。今、関委員が言われたような方向にご賛同いただければそういう方向でしたいと思います。

(関委員)

今回の答申は、各委員が「私はこう思う」というというだけでは無責任で、審議会としてまとめないと意味がないと思います。

(矢崎会長)

どのように分担するかですね。課長からありますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

先ほど会長から話のありました背景・動向は、県としてたたき台はつくれますし、それに対するご意見ですとかそういう部分は、委員の皆さんからいただけるのではないかと思います。

ただ、基本理念になってきますと、それぞれ委員の皆さんの理念がどこまでなのか、ちょっとわからない部分もあります。今までの審議会の中で、それぞれのお話のあったものを项目的に出して、この委員は、人権についてこういうものというようなものをまとめることはできますが、理念まで、県の方でつくるはどうかという部分はあります。

一つお願いですが、今日も時間がありませんので、次回のときに、委員の皆さんに、文書という形でなくて、お考えを箇条書きのような形でお持ちをいただければどうかと思います。例えば、教育、啓発は、今、実施している部分にどういうものをつけ加えたいとか、お持ち寄りいただいたもので討論していただいて、事務局として議論していただいたものを、正式な文章にしていくという形もあります。また、先ほどから話のある分野別施策の推進については、同和問題、外国人の部分とかを重点的にするとか、推進体制については、例えば先ほど矢崎会長から話がありましたように、県下10ブロックに相談窓口を設けるというようなものを、次回の審議会の時までには持ち寄っていただければ、何か話が進むのではないかという気がしています。

(矢崎会長)

このたたき台にある基本的な考え方をどういうふうにするとか、人権施策の方向性とか推進体制をどうするかということ、それぞれ案をお持ちいただくというのは無理だと思います。そういう意味では、ご自分がこの答申の中にこのことは入れておいてもらいたいとか、こういう拠点をつくったらどうだとか、こういうシステムをつくったらどうだとか、理念としては、私は、人権政策の基本的な理念は、やはり人間の尊厳だというように思います。人間の尊厳という観点から詰めていかないと思っています。一番嫌と思うのは、「21世紀は人権の世紀だといわれています」というまとめ方がありますが、そういうまとめ方はしたくないと思っています。

人権政策で長野県は何を大事にするかということ、やはり私は人間の尊厳というところから始まっていった方が広がるのではないかと思います。文章じゃなくて、箇条書きでいいと思います。箇条書きでいいと思うので、恐れ入りますが、次の審議会をより具体的に実りのあるものにするために、人権政策の答申の中で、この審議会としてこういうことを触れたいということ、箇条書きで書いていただいて、できたらファクシミリ等で事務局に事前に送付していただき、審議会でそれを見ながら議論できるように、資料として揃えていただかないといけませんね。

委員の皆さんがそれぞれの用紙にそれぞれのフォーマットというのではなくて、各委員からこういう意見が出たというものをまとめて資料として出した方が見やすい。そのぐらいの時間をもらった方がいいと思います。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

少し締め切りを早めていただいて、各委員からこういう意見がありますということで、

もう一度委員の方へ返して、審議会に臨んでいただくという形でよろしいでしょうか。

(矢崎会長)

それでいいと思います。キャッチボールしながらということで。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

他の委員の考えを踏まえて、これもつけ足そうかという話になってくると思います。

(矢崎会長)

2時間半の議論をより有効的にするためには、事前に文章でキャッチボールしておくというのも手ですが、できる範囲にしましょう。

ただ、そのときに、基本的な考え方、人権施策の方向性、分野別施策の推進、施策の推進体制という項目の中で出してもらおうかどうかということですね。

(関委員)

項目ごとに書くのは難しいので、最低限、これだけは答申に入れてもらいたいということを書いて、これはこの項目に該当すると分類すればよいのではないかと思います。

(矢崎会長)

わかりました。では、事務局で検討してもらって、10月の審議会のときには資料として出せるようにということで、スケジュールを事務局で調整いただけますでしょうか。

時間が来てしまいましたので、そんなことで恐れ入りますがご協力いただいて、次回の審議会が少しでも実りあるものにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、その他について事務局からお願いします。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

それでは、本年度第4回の審議会について、10月20日月曜日午後1時半から行いたいと思います。

それと新たに追加になります、11月のスケジュールについては、後日また各委員の方にご予定などをお聞きして日程を決めたいと考えております。よろしく願いいたします。

(矢崎会長)

いいですか。それでは審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(蔵之内課長補佐)

長時間のご審議ありがとうございました。

本日はこれをもって終了いたします。